

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

# 週報

十一月二十九日號

第一六三號

昭和十一年十月二十九日  
昭和十一年十一月二十九日

五錢

經濟戰強調運動について  
 勞務動員と勞務動態調査

- 臨時日本標準規格の話
- 南支北海方面の作戰

舞鶴鎮守府開廳  
 石炭 戦時統制物資講座(3)

國共摩擦の現状

週報

昭和十一年十月二十九日  
昭和十一年十一月二十九日

内閣印刷局印刷發行

## 護れ子寶！興亞の力

確實、有利而も低廉なる保険料を以て、も子様の將來を保證する  
 我社の憲兵保險、出世保險は長期建設下眞に理想的貯蓄保險  
 として江湖各位の絶讃を博し現に斯界最高の信頼を擔つて居り  
 ます。

御加入者 壹百四拾餘萬人・契約高 拾壹億八千餘萬圓



# 富國徵兵

(判[A5]格規定國はさ大の書本)



露光量違いにより重複撮影

週報

(十一月二十九日)

一 内閣情報部

經濟戰強調運動について

内閣情報部：二

勞務動員と勞務動態調査

厚生省：三

臨時日本標準規格の話

商工省：六

舞鶴鎮守府の開設

海軍省海軍軍務部：三

南支北海方面の作戦

陸軍省情報部：三

國共摩擦の現状

外務省情報部：六

一 戦時統制物資講座

商工省：三

最近公布の法令 内閣官廳事務課：四

週

十一月十七日(前夜) 國家總動員會議、小作料統制令要綱可決、ブラーグに反獨陰謀事件起ると報せらる

十一月十八日(日) 第二回興亞委員官首相官邸に開催、第二種所得綜合課方針決定、ブラーグ外チエコ保護領に戒嚴令施行傳へし

十一月十九日(月) 北海上陸部隊久隆野、大崗城、那珂野を占領し南支派遣軍発表

十一月二十日(火) 皇居陛下日本赤十字社憲志看護婦人會創立五十年記念式典に臨御、有難き令旨を賜ふ、廣東治安維持會を廢止し、廣東市公署成立、重慶六中全會宣言書発表

十一月二十一日(水) 阿部規秀中將の壯烈な戦死陸軍省発表、昨年度の金現送額六億六千餘萬圓と青木藏相大阪で演説

日

十一月二十一日(金) 南寧縣城完全占領、十月中の支那全線の戦果敵の遺棄死傷六萬九千三百餘、我が方戦死千三百三十九名と大本營陸軍部発表

十一月二十二日(土) 阿部首相、町田民政黨總裁を訪問入閣を懇請す、ルーミアニア内閣總辭職

十一月二十三日(日) 昭陽九機洗事件に關し英獨武官聲明発表、ウヰェルズ米國務次官、日米新通商交渉は將來の事態進展如何にかゝると聲明発表

十一月二十四日(月) 阿部首相、町田民政黨總裁を訪問入閣を懇請す、ルーミアニア内閣總辭職

十一月二十五日(火) 南寧縣城完全占領、十月中の支那全線の戦果敵の遺棄死傷六萬九千三百餘、我が方戦死千三百三十九名と大本營陸軍部発表

十一月二十六日(水) 阿部首相、町田民政黨總裁を訪問入閣を懇請す、ルーミアニア内閣總辭職

十一月二十七日(木) 南寧縣城完全占領、十月中の支那全線の戦果敵の遺棄死傷六萬九千三百餘、我が方戦死千三百三十九名と大本營陸軍部発表

十一月二十八日(金) 阿部首相、町田民政黨總裁を訪問入閣を懇請す、ルーミアニア内閣總辭職

十一月二十九日(土) 南寧縣城完全占領、十月中の支那全線の戦果敵の遺棄死傷六萬九千三百餘、我が方戦死千三百三十九名と大本營陸軍部発表

十二月一日(日) 興亞奉公日、米破島精等制限令内地に施行

今週の歴



露光量違いにより重複撮影

週報

(十一月二十九日)

一 内閣情報部

經濟戰強調運動について

勞務動員と勞務動應調査

臨時日本標準規格の話

舞鶴鎮守府の開府

南支北海方面の作戦

國共摩擦の現状

一般統制物資講座

石炭

商工省

最近公布の法令

内閣官房勤務課

陸軍省

海軍省

外務省

文部省

逓信省

農林省

商工省

陸軍省

海軍省

外務省

文部省

逓信省

農林省

商工省

陸軍省

海軍省

外務省

文部省

逓信省

農林省

商工省

陸軍省

海軍省

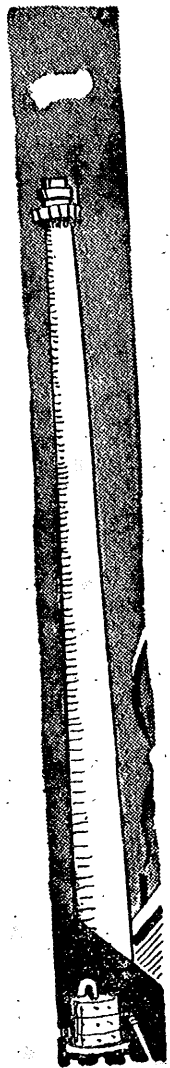
外務省

文部省

十一月十七日(金)前夜追加  
 △國家總動員會議、小作料統制令要綱可決、アラビヤに反獨逸謀事件起ると報せらる  
 十一月十八日(土)  
 △第二回興亞委員會首相官邸に開催、選擧主義採用に大蔵省方針決定、アラビヤ外チエコ保護領に戒嚴令施行傳へらる  
 十一月十九日(日)  
 △北海上陸部隊久隆野、大岡城、那珂野を占領し南支派遣軍發表  
 十一月二十日(月)  
 △皇居陛下日本赤十字社篤志看護婦人會創立五十年記念式典に臨御、有難き旨を賜ふ、廣東治安維持會を廢止し、廣州市公署成立、重慶六中全會宣言發表  
 十一月二十一日(火)  
 △阿部規秀中將の壯烈な戦死陸軍省發表、△昨年度の金現送額六億六千餘萬圓と青木總相大阪で演説  
 十一月二十二日(水)  
 △チタ會議の日滿側委員發表さる、△外務省谷次官以下戒告、△英海軍制限三條約無期限停止を國際聯盟に通告、△日本郵船國丸、イギリス東海岸で爆沈、△スロヴァキア失地回復調印  
 十一月二十三日(木)  
 △阿部九爆沈事件に關し英獨武官聲明發表、△ウエルズ米國務次官、日米新通商交渉は將來の事態進展如何にかゝると聲明發表  
 十一月二十四日(金)  
 △阿部首相、町田民政黨總裁を訪問入閣を懇請す、△ルーマニア内閣總辭職  
 十一月二十四日(金)  
 △南寧縣城完全占領、△十月中の支那全線の戦果敵の遺棄死體六萬九千三百餘、我が方戦死千三百三十九名と大本營陸軍部發表  
 十一月二十五日(土)  
 △十二月一日、興亞奉公日、米穀鳩精等制限令内地に施行

今週の歴

十一月二十一日、興亞奉公日、米穀鳩精等制限令内地に施行



## 經濟戰強調運動について

内閣情報部

### 一、はしがき

来る十二月一日の興亞奉公日を發足として、師走の一ヶ月を選んで特に經濟戰の強調運動が行はれることになつた。戰時下に於ける國家の財政經濟政策に、全國民が自ら進んで協力すべきことの要請は、物心兩面に互る國民精神總動員運動の物の方面の運動として終始強調されて來たところであるが、時局はますます重大性を加へ、國民充實の必要はよく緊迫の度を増すとき、經濟戰強調の必要最も痛切に感ぜられるのみならず、恰も歲末の一ヶ月は、經濟界の動きが最も繁忙活潑な様相を呈する時機なので、この機會を捉へて銃後經濟戰士の士氣を鼓舞することが最も時宜に適してゐると思はれるので、特にこの一ヶ月間集中的に強力な經濟戰強調運動が展開さ

れることとなつた。

### 二、經濟戰の重要性

近代戰は、もはや單なる武力戰ではなく、全國力を賭する總力戰であることは既に現代人の常識である。世界大戰の時、ドイツ國軍の總帥だつたルーヴロフ將軍は、その著「大戰回顧録」の中で、「何處から陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るかといふ事は、現今の戰爭ではもはや限界がつけられなくなつた。軍と國民とは一體となつた。」と述懐してゐる。實に近代戰に於ける交戦正面は、獨り砲彈の飛び交ふ武力戰線のみではなく、更に擴大せられて銃後國民の一人々々にまで及んでゐるのである。いはば國民のすべてが一人残らず總力戰の戰士であり、國民の日常生活そのものが總力戰の戰場となつた。國民精神總動員運動はこの總力戰に對處する銃後戰士の精神的團結の紐帶であり、銃後火戰に於ける進撃命令である。

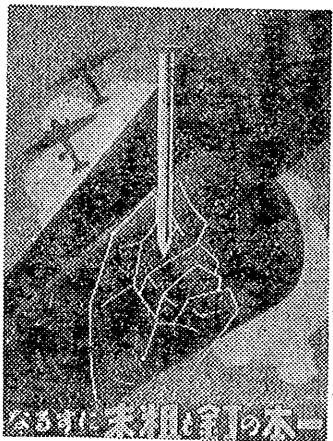
しかも此の國家總力戰中、戰が長期に互るにつれて重要な地位を占めて來るものは、思想戰と經濟戰である。國民精神總動員運動が物心兩面に變遷を擴げて進みつゝある所以も此處に在る。しかもこの兩面の戦闘が武力戰と共に總力戰の勝敗の數を決する重要な因子であるばかりでなく、寧ろその死命を制する鋭鋒である場合が多い。就中經濟戰に於て優位を占めることが實に思想戰に戦ひ勝つ爲めの一つの重要な基礎的要件であることは否み得ない。こゝに於て思想戰と並んで經濟戰の重要性を強調せざるを得ないのである。われ等が今、國力を賭して戦ひつゝある支那事變を以て體驗し、又歐洲に繰り掛けられつゝある今回の歐洲戰爭の様相を目のあたりに見て一層その感を深くするのである。

### 三、經濟戰強調の現時局下に於ける意義

支那事變が勃發してから既に二年有半、占領地域の治安工作と相並んで蔣政權領域に必要な部分的作戰は今  
日なほ引續き行はれてゐるが、全兵力を擧げての華々しい作戰行動は一應一段落を告げた。一方昨年一月十六日  
の帝國政府の聲明に於て期待した更生新支那の中央政權は、今や着々成立に向つて新らしい歴史的巨歩を進めて  
ゐる。又去る五月以來滿蒙國境に於て執拗に繰返されたノモンハン事件も、日ソ間の停戰協定成立によつて終結  
を見た。更に眼を西に轉ぜんか、幾度か危機を孕みながら常に破局の一步手前で危ぶく喰止められてきた歐洲  
戦争は遂に來るべき運命に達着した。これ等一聯の出來事は、二年有半緊張し切つてきた國民の一部には少く  
らぬ樂觀材料として映じたものもあるやうである。もし之が國民精神に些かの弛みでも與へる結果となつたと  
したら山々しき大事であらう。支那事變は武力戰の終結を以て終るのではない。今次事變の眞目的は、東亞の新  
秩序を建設して東亞永遠の安定を確保するに在ることは、長くも第七十四回帝國議會の開院式の勅語に昭示し給  
うたところであつて、武力戰は唯この事變目的達成の第一階梯に過ぎないのである。新東亞の建設は世界史的  
大業完成の前途はなほ遙遠であり、眞の難局は寧ろ今後に横はることを覺悟しなければならぬ。  
こゝで問題を更に掘下げて検討を加へる必要があらう。先づ第一に新中央政權の問題である。現在皇軍の占據  
する地域はわが帝國領土の二倍に上つてゐるが、その地域内に於ては今なほ多數の敗殘兵が蠢動を續けてゐる  
状態であつて、完全な治安の回復を見るまでにはなほ相當長年月を要することは言を俟たない。今日依然として  
忠勇なる皇軍將兵は、迫り來る嚴寒と戦ひながら、命を的に討伐に擧日ない有様である。蔣政權は四川の奥地に

邁入して僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎないけれども、今なほ百數十萬の兵力を擁し、多年抗日教育に依つて手  
懐けてきた支那中堅層を背景として根強い抗戰を續けてゐるのみならず、歐洲戰爭勃發によつて東洋を顧みる  
處のなくなつた英佛の代りに、米國を引込んで投擧ルートの強化を圖らうとし、あらゆる船艦を繕つて百万  
畫策してゐる現状である。この状態の眞確中に生誕する新中央政權である。その樹立後に控へる内外の困難な  
重要問題の山積を思ふ時、事變處理の前途断じて樂觀を許さずとの感を深うするのである。

更に帝國の國際關係に眼を轉  
じよう。昨年十一月三日政府  
は、東亞新秩序の建設は日滿支  
三國相携へ政治、經濟、文化  
等各般に互る互助連環の關係  
を樹立し、東亞に於ける國際正  
義の確立、共同防共の達成、新  
文化の創造、經濟結合の實現を  
自主獨往、三千年の歴史に根ざす傳統的國民精神を總動員してこの大業完成に向つて邁進する以外に途はない  
のである。帝國はこの不動の國策に協力するものとは提携するが、苟くもこの意圖を妨害するものに對しては  
斷乎これを排撃する態度を以て臨むことは云ふまでもない。



世界赤化の野望を肚裡に抱くソ聯が、ノモンハン停戰協定に於て一片の協調的態度を示した一事を以て、日  
期するに在ることを中外に開明  
した。この事は、言ふは易く  
して其の實現は至難の大業であ  
る。之が完遂の爲めには不撓  
不屈の精神力と、莫大な物資を  
必要とすることは言を俟たな  
い。しかも複雑多岐な刻下の國  
際形势下に在つては毅然として

ノ關係が全面的に好轉するものと臆測することは最も危険な獨斷である。更に日米關係の悪化に思ひ及ぶ時、最早一刻の偷安をも許されないのである。帝國は支那との武力戦に於て世界の耳目を眩若たらしめる大勝を博した。然しそれと同時に國力も亦莫大な消耗を餘儀なくされた。帝國の周囲には、わが國力の疲弊を待つて一撃を加へ、國運を賂しての此の興亞の大業完遂の意圖を一瞬にして挫折せしめんとして虎視眈々たる列強の在ること忘れてはならない。我等はこゝで日清戦役の時に嘗めた三國干渉の苦杯を想起しなければならぬ。われ等は一時の苦難に俯易して前轍を繰返し、皇國千年の大計を誤るの愚を犯してはならない。これが爲めにはわれ等は今後如何なる難關に逢着し、如何に多大の犠牲を忍ぼうとも、公明なる帝國の主張を世界列強に向つて貫徹し得るに足る強力日本の建設に邁進しなければならぬ。國防の充實、生産力の擴充、輸出の振興、これ等は皆づれも強力日本建設の絶対不可欠の手段であつて、帝國の財政經濟政策も亦此處から出發してゐることは言ふまでもない。

最後に今次歐洲戦争のわが國に及ぼす影響である。歐洲戦争勃發するや、九月四日政府は「帝國は之に介入せず専ら支那事變の解決に邁進する」旨を中外に闡明した。われ等は徒らに糾纏たる歐洲戦争の推移に耳目を奪はれて身邊の大事を忘れてはならない。況んや第一次大戰當時の好景氣を回想して投機的心理に眩惑されるやうなことは最も警戒を要する。われ等は大戰勃發により交戦各國からの資材の輸入が困難となり、生産力擴充計畫に少からぬ支障を招來したことは、わが國にとつて一つの損失であつたことを認識すると同時に、わが國の直面してゐる現下の狀勢が前大戰當時と全くその趣を異にすることを冷静に判斷しなければならぬ。即ち、わが國は現に新東亞建設で大業の遂行中であつて輸出品の生産餘力が少いばかりでなく船腹の不足、原材料の入手困難

等の諸原因に因つて、前大戰當時のやうに輸出の増進による好景氣の到來は到底望み得ない事情に在ることをはつきり認識する必要があるのである。

以上幾多の諸狀勢を検討して來ると、眞の意味の總力戦は寧ろこれからであり、戦争は新らしく經濟戦の形で歩一步と銕後國民の身邊に迫つて來てゐると見られ得るのであらう。この迫り來る經濟戦を全國民が堅忍持久の精神を以て戦ひ抜くことが出来るかどうか、今次聖戰の目的を達成し得るか否かの鍵であると極言し得らう。

#### 四、經濟戦に對處する國民精神總動員運動

事變勃發以來、尤大な物資の消耗を伴ふ近代科學戰と、東西新秩序建設の經濟的基礎を確立する爲めの生産力擴充とに必要な巨大な物資の需要に應ずる爲めに、國民の經濟生活の上には漸次必要な統制が加へられて來た。經濟統制に必要な諸法令は逐次發動を見て國民の日常生活は次第に窮屈になつて來た。日用品は漸次代用品に代り、衣食住物資は最近漸く品不足が目立つて來た。歐洲戦争の勃發に伴ふ物價暴騰の傾向を抑制する爲めに、政府は遂に傳家の寶刀を抜いて諸物價等に一般的停止を命じた。この處置に關する諸法令は漸次公布されて、諸物價等は九月十八日の價格を以て一應釘付けにされ、公定價格の制定は全物資に及ぶこととなつた。かくて今や國家總動員法は全面的發動を見る氣概へととなつて來て、經濟統制は更に一段と強化されるに至つた。

然し經濟政策の遂行は、斷じて法令の發布と警察取締の強化のみを以てしては完全な効果を收め得ない。全國民の愛國心による國策への積極的協力に依つてのみ始めてその全きを期し得るのである。こゝに於てこれ等國家

権力による施策と相俟つて、國民精神總動員運動の強化を圖ることに依つて國民の理解と協力とを求めて來た次第である。本運動は今年いはゆる新展開を遂げてから、時局の推移に應じて變轉する經濟戰に對處する爲めに、順次左記諸方策を樹立決定し、國民精神總動員中央聯盟と相提携して官民一致強力な運動を展開して來たのである。

- 一、物資活用並に消費節約の基本方策（週報一三三號三頁—三三三頁參照）
- 二、公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策（週報一四三號四二頁參照）
- 三、電力及瓦斯の消費節約運動の方針（週報一五三號一〇頁—一七頁參照）
- 四、戰時食糧消費運動の方針（週報一六二號八頁—一三頁參照）
- 五、物價停止に關する宣傳方針（週報一五九號二頁—三六頁及び一六二號一六頁—三〇頁參照）

#### 五、經濟戰強調運動の内容

經濟戰強調運動に於て採り上げらるべき事項は右の諸基本方策に擧げられてゐるやうに多岐に互つてゐるのであるが、今度の運動に於ては總化主義を廢し歲末に於て特に強調すべき事項に限定して、集中主義によつて運動を行ふことにした。左にその實施項目の概要を説明しよう。

- (一) 經濟力強化に資すべき諸政策、殊に物價の引上げ禁止等最近の物價政策に對する國民の理解を深めると共に、その強烈なる愛國心による全面的協力を強調する。
- (二) 先に掲げた「公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策」及び「物資活用並に消費節約の基本方策」の中か

ら特に歲末に當つて強調すべき事項、例へば、虚禮に互る年末年始の贈答及び年賀狀の廢止、或ひは忘年會新年會等の廢止、或ひは正月衣類その他の迎春の諸事萬端は努めて簡粗にすること等の諸項目を採り上げてその實踐を強化する。

なほこれ等の事柄は地方特有の慣習等も伴ふから、全國一率に詳細な實行標準まで決めて了ふことは不適當な場合が多い。それ故具體的な細かい實踐事項の決定は、擧げて地方の企畫に委ねることにした。

- (三) 曩に現下の米穀事情に鑑み、米の消費を節約し、米の需給關係を調節すると共に國民の主食物の充實確保を期する爲めに決定を見た「戰時食糧充實運動の方針」に基づき、節米運動を起す。この具體的方策は種々あるのであるが、就中百數十萬石の節米を目指す七分搗米（胚芽殘存のものを含む）の常用がその中核をなし、代用食及び混食の奨励も加はつてゐる。七分搗米常用の問題については國家總動員法の發動に依り法の力による強制も加はり、その實行は一段と強化されるわけである。とまれ本問題は國民の日常生活に最も關係深い事柄であるからして、その成否は直ちに人心に深刻な影響を及ぼす。従つて政府も之が對策には、最も慎重な考慮を拂つてゐるが、一般國民の絶大な協力が特に切望される次第である。

- (四) 師走は賞與や諸手当等も支給される時機であるので、この好機を狙つて更に一段と百億貯蓄に拍車を加へようとするのである。今年度前半期に於ける貯蓄の増加額は、先般發表された通り、四十八億圓であつて、この實績に徴し、後半期に於ては一段の努力が要請されるわけである。
- 今期運動に於て特に集中的に強調される事項は以上の四項目であるが、この運動が恰も十二月一日の興亞奉





體主義を基調とするわが國體に基づく臣民道の眞髓である。従つて經濟戰に對處すべき國民の心構へも亦、この臣民道に淵源するものなるべきことと言ふまでもない。されば經濟行為は個人の自由であるといふ觀念はわが國には當てらぬのであつて、財産權の行使は常に皇運扶翼の大道に則つて爲されなくてはならぬ。また事業の經營も單に個人の利益の爲めのみならず、國家發展の爲めに存するのであり、他方勤勞を以て産業に従事する者も勤勞は單に自分の生活の爲めのみ爲すのではなく、國家の興隆に貢獻する爲めに爲すのである事を自覺し、各自の職業を通じて君恩に報ずる精神を振起しなくてはならない。戦線に於て身命を捧げて君國に盡してゐると同じやうに、戦後に在る經濟戰士も亦私益の一切を擧げて國家の經濟政策に協力すべきことが要請される。故に苟くも此の國策に違背する行為ありとすれば、戦後を素す非國民的行為と斷せらるゝも已むを得ざる。

國家總動員法の相續々發動に因つて現在既に相當の困苦と犠牲とを國民の實生活の上に強ひてゐるが、將來一段とこの趨勢が累加されて行くであらう。さりながら既に二年有半に亘る大戰爭を遂行し來つたわが國に於ける現下の經濟統制の實情を、昨今漸く戦端を開いたばかりの歐洲交戰各國の目下採用しつゝある統制に對比すると、わが國の有難さを今更ながらしみじみ感じさせられる。今試みに交戰國たる獨逸佛に於ける經濟戰の様相を検討して見よう。

ドイツでは開戦前の八月二十八日、既に各種日用必需品の切符購買制度を實施し、肉類及び同製品、砂糖、コーヒー又は同代用品、バター、製品油、茶等の一週間分一人當り數量を限定する處置に出た。更に九月二十五日から長期戰對處の爲めに食料統制は一段と強化され、パン、穀粉類、乾燥野菜類、雞卵及び同製品、砂糖製品等にも切符制度が布かれた。なほ九月四日開催のドイツ國防參議會に於て戰時經濟令が制定され、國民必需品の原料及び製産品を破壊若しくは隠匿して故意にその本來の需要を阻害する者は之を罰す(その重きは死刑とす)、正當の理由なく良貨のみを蒐集隠匿する者亦同じ、といふこととなり、二、戰時附加税が新設せられ、所得税の五割が新たに戰時附加税として増徴されることとなつた。又ビール、煙草、菓子類及びシヤンペンに對する税率は賣價の二割に引上げられた。一方タクシーも、ガソリンの配給を九月一日から一日十五リットルに制限されて街頭から殆んどその姿を消した。



重要物資統制令を發した。その目的は重要物資の價格及び配給の公正を期すると共に、政府の需要の爲めに優先權を與へるに在る。又各新聞は紙面を半分縮小され、タクシーは街頭から姿を消した。食糧については食糧省を新設し、地方別に食糧統制委員會を設け、食糧統制の準備に専心してゐる状態である。

フランスでは、早くも八月二十八日附大統領令を以て百八十品目餘の國防關係品の輸出を禁止した。次いで九月十八日の官報を以て、爾後毎週月曜日は牛肉及び羊肉、火曜日には牛肉の販賣(料理店を含む)を禁止する大統領令を公布した。

以上の如く歐洲の交戰各國は、前回の大戰に於ける苦い經驗に徴し開戦の決意と同時に強力な經濟統制を斷行

してゐる。この状況に較べるなら、今日わが國民が體驗してゐる經濟上の苦難の如きはまだまだ、輕微なものである。世界に誇るべき強烈な愛國心を持つわが國民が、これ位の統制に、へこたれるやうなことが斷じてあつてはならない。

### 七、むすび

無氣味に相對峙する歐洲の戦局は、その長期化に伴うて事態はますます複雑となり、好むと好まざるとに拘はらず經濟戦の様相は、いよ／＼その深刻の度を加へてきた。われ等は、次第に深刻化して行く經濟戦に對處する歐洲交戦各國の態度を他山の石とし、更に一段猛烈と身邊に襲ひかゝる經濟戦に戦ひ勝つ爲めに、敢然として決心の固めなければならぬ。太陽は既に東天に昇りかけてゐる。新東亞の黎明は洋々たる希望を孕んで將に明け初めんとしてゐる。東亞の盟主として有史以來の大業を完遂せんとし起ち上つた帝國の前途には、希望の榮光が満ち／＼してゐる。われ等は此の榮光に輝く希望の彼岸に到達するまでは、如何なる經濟的逼迫が襲ひ來ることも、一歩も退かざる金剛心を以て突進しなければならぬ。これが日本民族に下された天與の試練である。來るべき師走の經濟戰強調運動がこの試練に堪へる國民的鐵石心を鍛練する好箇の機會とならんことを切に祈念する次第である。

— 本文中のボスライは時局ボスライ國入選作品 —

## 勞務動員と勞務動態調査

厚生省

来る十二月三十一日、全國一齊に初の勞務動態調査が行はれることになつた。これはどんな仕事にどれだけの勞務者が従事してゐるか、戦時下日本の勞務動態をはつきりつかまうといふ大がかりなもので、いはゞ「勞務の國勢調査」ともいふべきものである。それは如何に行はれるか、「勞務動態調査規則」を解説することしよう。

戦時體制下において最も重要なことは、軍需の充足を完全に行ふことにあることはいふまでもない。近代戦は物資資材の競争であると稱へられてゐるやうに、近代戦においては莫大な物資を消耗するのであつて、軍需生産の充實は特に必要となるのである。これと相並んで、東亞新秩序の建設のために日滿支に於ける産業經濟の確

立といふことが極めて重要であつて、そのためには各種の基礎産業の生産力の擴充を行ふ必要があるのである。すなはち、現下のわが國では、一面複雑精巧で且つ多種多様な軍需品を生産して軍の需要に應じ、他面、東亞協同體の確立のために必要な各種産業の擴充を行ふことを必要とする。そして、またかやうな大事業を圓滑に進捗させるためには、國內の經濟力を十分強固にする必要があるのであつて、そのために輸出産業の振興といふ

こともまた忽せにすることができない。  
 こんな事態に對應して政府では夙に物資動員計畫を樹立し、さらに貿易計畫、交通電力動員計畫、資金統制計畫を樹て、殊に勞力の點につき勞務動員計畫を設定してゐるのである。いふまでもなく産業を興し生産を盛んにするためにには單に物や金を準備するだけでは不十分であつて、どうしてもそこに人、すなはち勞力を必要とする。すなはち勞力の動員が圓滑に行はれるか否かは、直ちに、將來國運の發展の基礎となるべき諸産業の進展に影響するのである。それで政府は、勞務動員計畫の遂行に當つては、的確に實情を知ること、努力、法令の完備と、運営機構の整備を行つてゐるのである。今回資源調査法に基づいて公布された勞務動態調査規則も、この勞務動員計畫の遂行上最も必要な根本的資料を得、これに基づいて一切の具體的方策を實施しようとする重大な意義を有してゐるのである。

二

この勞務動態調査規則による調査はどんな特色を有するものであらうか。從來から勞働に關しては種々の調査が行はれてゐるが、今回の調査は少くとも左の五點について著しい特色を有してゐる。

第一に、勞務の問題は、ひとり工場とか鑛山とかのみについて局部的に調査するだけでは不十分である。殊に現在のやうに、時局産業が勃興し、その勞務の需要はますます大きくなり、勞務資源の涸渇が訴へられてゐるときに、勞務動員計畫を遂行し全面的な勞務配置を行ふためには、どうしても國內のあらゆる産業について勞務の状況の全般を知悉しておく必要がある。かやうな意味から、今回の調査は、工場や鑛山の勞務者に限らず、商店員も、交通勞務者も、家事使用人も、すべて調査の対象とすることにしたのである。

第二に注意すべきことは、滿洲事變以來、殊に今回の支那事變を契機として勞務者の状況はあらゆる部門において刻々急激な變化を見せてゐるので、數年に一度とか二年に一度とかいふ調査ではその變化を的確に知ることができない。それで、今回の勞務動態調査では毎年二回調査を行ひ、急激な變化の状況を知ることとしたのである。

第三に、現下の勞務問題として重要なことは、勞務者の職場の移動乃至は産業的移動の問題である。最近勞務者の需要が激増するに伴つて、勞務者の職場から職場への移動が甚だしくなつて種々の弊害さへ生じてゐるのである。またわが國の産業の重點の移行につれ勞務者の産業的移動も頗る顯著なものがある。こんな情勢に對し、その移動の真相を正確に把握し對策を講ずることは極めて重要である。この意味から、本調査では各就業場における勞務者の雇入解雇の状況を調べて移動状況を知ることとし、更に雇入れられた勞務者の前職關係を調査して勞務者の職業的産業的移動状況を知ることとし、今後の對策に資することとしたのである。

三

以上のやうな特色をもつて勞務動態調査は行はれるのであるが、以下その概要を説明しよう。

第四に、今後の勞務動員計畫の遂行と勞務對策の實施上極めて重要なことは、體性的及び年齢的見地から見た

第三に、現下の勞務問題として重要なことは、勞務者の職場の移動乃至は産業的移動の問題である。最近勞務者の需要が激増するに伴つて、勞務者の職場から職場への移動が甚だしくなつて種々の弊害さへ生じてゐるのである。またわが國の産業の重點の移行につれ勞務者の産業的移動も頗る顯著なものがある。こんな情勢に對し、その移動の真相を正確に把握し對策を講ずることは極めて重要である。この意味から、本調査では各就業場における勞務者の雇入解雇の状況を調べて移動状況を知ることとし、更に雇入れられた勞務者の前職關係を調査して勞務者の職業的産業的移動状況を知ることとし、今後の對策に資することとしたのである。

(1) 報告義務者

いやくも常時労働者を雇傭してゐる者はすべて報告の義務を有する。従つて、工場、事務所、商店は勿論一般家庭でも常時労働者を雇傭してゐる限り、雇傭主は報告の義務があるのである。常に労働者を雇傭してゐるが、たゞ調査期日の回数日それが中断したとしても報告義務がなくなるわけではない。反対に、ふだんには労働者を一人も雇つてゐないが、たゞ臨時的に労働者をしばらく雇つたに過ぎないやうな場合には、その雇傭主には報告の義務はない(規則第一條)。

雇傭主がみつからず労働者使用の場所すなはち労働者の就業場の管理をしない場合には、事實上これを管理する者が雇傭主と見なされ、これが報告の義務を有する(規則第十五條)。

國及び道府縣には本規則の適用がなく、従つて報告の義務はないが(規則第十三條)、市町村等はすべて報告義務者となる。

(2) 報告の対象となるべき労働者

本調査において報告の対象となるべき労働者は、他人に雇傭されて労働に従事してゐる者一切を含むのであつて、その労働の内容が肉體的であると精神的であるかを問はない。たゞ左記の者は本調査から除外されることになつてゐるので、その者については報告を要しない(規則第十四條参照)。

(1) 就業の場所が本規則の適用地域外すなはち朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又は外國に在る者。

(2) 船員法に定めた船員。

(3) 醫師、齒科醫師、藥劑師、獸醫師。

(4) 年齢満十二年未滿又は六十年以上の者(後言すれば滿十二歳になつてから滿六十歳になる直前までの者について報告することになる)。

(5) 年俸又は月俸を受け、その月額百圓を超える事務従事者(従つて、日給を受けてゐる者ならばたとひ月額百圓を超えても調査の対象となる。また技術職員や一般労働者については俸給額の制限なく、すべて調査の対象となる。なほ、こゝに年俸又は月俸とは基本給をいひ、諸手当賞與等は含まれない)。

第三條 第四條

報告は労働者使用の場所すなはち就業場毎に行ふことになつてゐる。従つて同一の雇傭主が就業場を二ヶ所以上持つてゐるときは、その各々について別々に報告することを要する。

なほ、雇傭主が労働供給業者であつたり、労働者を使用する場所が一定しなかつたり、労働者を常時船舶内で使用したりする場合には、労働者の使用の場所毎に報告することは非常な困難を伴ふので、この場合には、雇傭主の事務所が労働者使用の場所と見なされてゐて、そこで報告することになつてゐる(規則第十六條第二項)。また同一の雇傭主が同一労働者を二所以上の就業場で使用する場合には、その各々の場所でその労働者について重複して報告する必要はなく、主たる使用の場所がその者の使用の場所と見なされ、そこで報告すべきものである(規則第十六條第二項)。

報告は正副二通を必要とする。その用紙は就業場所在地の所轄市町村長が労働動態調査員に調査期日前に配布

まれない)。

(6) その他厚生大臣の指定する者(現在のところ指定された者はない)。

こゝに問題となるのは市町村の吏員についてであつて、それは雇傭関係にあるものとは見られないのであるが、本調査においては、これも調査の対象とすることとし、上述の除外例に該当しない限りこれについて報告しなくてはならないことになつてゐる。市町村の雇員等について報告すべきことはいふまでもない(規則第十二條)。

(三) 報告の時期と方法

報告は毎年二回六月末日及び十二月末日現在で行ふことを要する。従つて第一回の報告は本年十二月末日現在のものである。この調査期日現在をもつて後に述べる調査事項について報告するのであるが、報告は翌月十日までにすればよい(規則第一條 第三條)。たゞこの報告期限については、交通至難の地とか、天災事變等の事故がある場合には、地方長官が期限の延長をすることがある(規則

させることになつてゐるが、萬一雇傭主が交付を受けなかつた場合には所轄の市町村長に出で、交付を受けることを要する(規則第二條 第五條 第十條)。

記入した調査票は、報告期限までに所轄市町村長が労働態調査員に集めさせることになつてゐる(規則第六條 第十條)。

(四) 報告事項

報告すべき事項は左の八項である。

- (1) 事業種類
- (2) 就業場所在地
- (3) 雇傭主住所氏名
- (4) 過去六ヶ月間の雇入解雇人員
- (5) 現在雇傭人員
- (6) 今後六ヶ月間の雇入予定人員
- (7) 過去六ヶ月間に雇入れた一般労働者の前職
- (8) 過去六ヶ月間に雇入れた日傭労働者進人員

(五) 臨時特別調査

以上述べたのは、定期の一般調査であるが、厚生

大臣が特に必要であると認めるときには、全部又は一部の雇傭主に對し、労働者の全部又は一部について労働態に關する臨時又は特別の報告を求めることがある(規則第九條)。

(六) 調査事務の執行機關

本調査は中央において厚生大臣が統轄するが、地方では、地方長官、職業紹介所長、市町村長、労働態調査員がそれ／＼事務を執行する。

労働態調査員は市町村の區域毎に地方長官の任命によつて置かれる名譽職である。調査員は市町村長の指揮監督を受け、その定められた擔當區域について上述のやうに調査票の配布と蒐集に従事するのである(規則第十條 第十一條)。

市町村長は調査員を補助機關として調査票用紙を雇傭主に交付し、蒐集した調査票を所定の期限までに市町村の所轄職業紹介所長に提出しなくてはならない(規則第五條 第六條)。

職業紹介所長は市町村長から提出された調査票の正票

を地方長官に提出し(規則第七條)、副票を保存して日常の業務の參考に資することになつてゐる。

地方長官はかうして集つた調査票を集計して厚生大臣に報告し(規則第八條)、厚生省で全國的集計を行ふのである。

(七) 市町村に關する特別

本調査規則は、六大都市については、報告の對象としての市町村吏員に關する場合(規則第十二條)を除き、市又は市長とあるのは區又は區長とする(規則第十七條)。また、町村制を施行してゐない地では町村又は町村長に關する規定は町村に準ずるもの又は町村長に準ずるものに適用することとしてゐる(規則第十八條)。

四

以上労働態調査規則の概要を述べた。要するに、本調査は時局下において最も緊要な要務である労働態調査の根本資料となるべきものであつて、いはゞ労働の國勢調査ともいふべきものである。

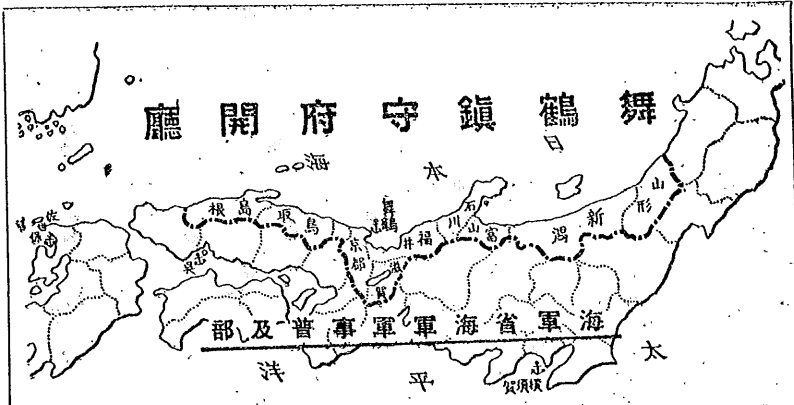
しかし、この調査の成否如何は全く國民全體の協力如何に懸つてゐるのである。特に報告義務者は本調査の重要性を十分認識され、正確且つ迅速に報告されんことを希望して已まない。

十二月九日 寫眞週報

☆豊作を御恩に返へす秋田米  
昭和九年の冷害による大凶作のとき受けた御恩を返へすのはこのときと、豊作地秋田縣は關東、關西兩地方に大量の新米を移出した

★南の國の小姐さん  
☆君等を迎へに歸つたぞ(後) 滿洲開拓青少年義勇隊  
(イ) お土産のアルバムから  
(ロ) 現地報告隊員の全縣下報告

★海外通信 ☆不眠症—瀧野義雄君の十三 ★讀者のカメラ



十二月一日、舞鶴要港部は舞鶴鎮守府として昇格開府式が行はれる。同鎮守府は日露開戦に先立ち、明治三十四年十月一日開府され、當時中將であつた故元帥東郷平八郎大將が初代司令長官に親補された。その後ワシントン海軍軍縮會議の結果、大正十二年三月三十一日、小栗孝三郎中將を最後の司令長官として、制度改正のため鎮守府は廢され、要港部が設置された。爾來要港部として今日に至つた。

この間昭和十一年四月一日附要港部令の改正により、司令官は親補職となつた。當時の司令官は鹽澤幸一中將で、片桐英吉中將を最後の司令官として原五郎中將が、新舞鶴鎮守府司令長官に親補された。

西に歐洲の戰雲低迷し漸く第二次世界大戰の態勢をとりつゝあり、東

に東亞新秩序建設の聖戰が實行されつゝある秋、舞鶴鎮守府の設置は、東亞の平和のために、重大なる意義を有するものと云はれねばならぬ。然らば舞鶴鎮守府新設の重大なる意味とは何であらうか。それは、十一月一日附の海軍省公表が簡明に説明してゐる。

海軍省公表 海軍においては軍備充實に伴ひ艦船部隊の増加を來し軍港施設の擴張を痛感するに至りたるを以て大正十二年廢止せられたる舞鶴軍港を復活し、來る十二月一日より鎮守府を設置することなれり。

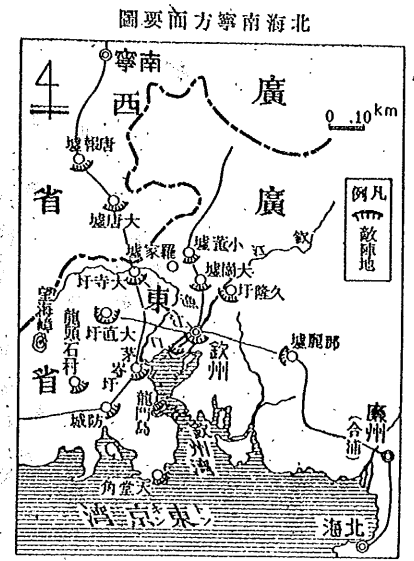
かくして、大陸の發展に伴ひ内地大陸間の交通路として重要性を増した裏日本の海の護りは、一層、強固となり、帝國海軍の陣容は、戰時體勢にふさはしい無言の威力を加へることになつたのである。

# 南支北海方面の作戰

## 陸軍省情報部

### 一、前言

十一月十五日正午、大本營陸海軍部よりわが陸海軍の精銳部隊は十五日朝來荒天を冒しつゝ、極めて



緊密なる協同のもとに北海附近に奇襲上陸を敢行し引續き猛進中なりと發表された。

今次の作戰は、瀕死の蔣政權にとつては唯一の殘された海港である北海並びに印度支那方面からする軍需品輸送の動脈たる廣西省方面に進められた。従つて敵に與へる苦痛の大なることは想像に餘りある。

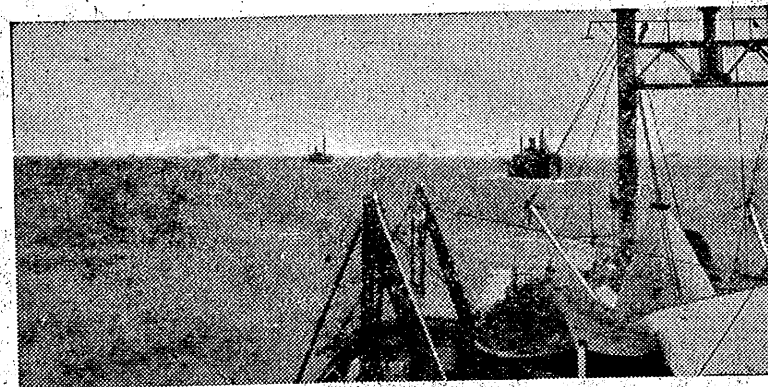
### 二、敵情地形

今次作戰地方面の敵は張發奎の指揮に屬する第四戰區の部隊にして、附近の各要衝は廣西軍數ヶ師が警備に當つてゐた。この方面の住民、軍隊は支那最南方のこととて未だ皇軍の威徳を知らず、ひたすら抗日重

慶政權の欺瞞宣傳に踊らされてゐたのである。  
今次作戦方面の地形は一般に山嶽起伏する地帯であつて、殊に海岸は巖石突出せる箇所も少なくない。上陸作戦には必ずしも適當とはいひ得ないところである。

三、作戦經過の概要

十一月十五日、わが陸軍有力部隊は海軍の緊密なる協力の下に、數日來天候不良にして風浪高く風速十八メートルに達する悪天候を冒し、敵の不意に乘じ午前五時東京灣の一角に上陸を敢行、同地附近に在つた敵を撃破し、直ちに前進を開始し同日夕刻防城を攻略した。引續き泥濘惡路を冒して北進、十七日夕刻龍頭石村を、十九日には大直埤及び望海嶂附近に進出した。  
次いで他の有力部隊は荒天を衝いて龍門江を遡江し、十五日夕刻龍門島附近に敵前上陸を敢行之に成功し、翌十六日朝には漁洪江河口に進出、附近一帯の水田地帯に於て抵抗を試みる敵と戦闘を交へつゝ前進に努め、十七日には大寺埤を占領した。



東 京 灣 を 壓 する 輸 送 船 團

又更に他の一部隊は十六日夕刻欽江河口に上陸を敢行これに成功し、敵の重要據點たる欽州縣城に迫り十日之を攻略、十九日にはその北方大崗城、久隆城

那麗墟を占領、一部隊は更に小董墟に進出した。この方面の敵は目下のところ正規軍約三ヶ師を下らない。  
大直埤附近にあつた敵は五、六ヶ大隊であつて、我が方の包圍作戦に殆んど潰滅的打撃を受けた。同方面の我が軍は更に直ちに北上を繼續して十九日午後には大唐墟を攻略、その一部は既に唐報城附近（南寧を距る三十數軒）に進出した。

かくて全線一齊に猛進撃を續行、隨所に敵の抵抗を排除しつゝ二十二日より二十三日の間に鬱江の線に進出、河岸の要線に據りて最後の抵抗を試みたる敵に對し一舉大打撃を與へ、欽州灣上陸以來僅十日にして二十四日午



後二時早くも桂南の要衝南寧城頭高く日章旗は翻り、重慶政府に残された最大の抗日輸血路は茲に全く遮断せられたのである。（写真は南寧方面に於ける遠征軍の状況）

四、戦果の概要

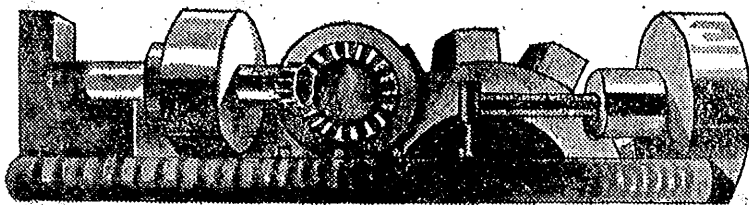
十八日までの戦果、敵に與へたる打撃、遺棄死體一一〇八捕虜五〇八、鹵獲品の主なるもの重機關銃七、輕機關銃八、小銃、彈藥等多數、これに對しわが軍の損害戦死四十九名戦傷百名であつた。

週報特輯號強告

現地特輯 前線から銃後へ

今度、陸海軍協力の下に「前線から銃後へ」と題して特輯號を編輯することにした。  
これは現地陸海軍報道部の熱心なる斡旋によつて得た前線將兵の生々しい原稿で埋め、現地の息ふきを銃後の國民に傳へようといふ試みである。一兵士のいつはらざる戦場の體驗談もあれば、つれづれなるまゝの短歌、俳句、詩の力作もある。また素人はだしの繪や寫眞もある。これらを選んで、現地司令官の「銃後への言葉」と共に特輯しようとするのが本號である。大いに期待し、また活用していただきたい。（四八頁五錢の豫定）

来る十二月十三日發行



## 話の格規準標本日時臨

か要必故何は一統格規

### 省 工 商

わが國の重大使命たる新東亞の建設に關聯して緊要な生産力の擴充、物資の節約、輸出の増進等の國策を遂行するには、各種工業品につき現下の状態に適應し

た標準規格を急速に制定して、廣くこれを實施することが必要である。

工業品規格統一調査會では、多年一般工業品に關する日本標準規格を制定してきたが、今般時局の必要から更に臨時日本標準規格をも制定することになった。これ等諸規格は至急全国的に實施し、その効果を發揮させる必要のあることは勿論であるが、それは官民諸方面の協力により始めて達成し得る處であるから、こゝに本調査會の概況と、臨時日本標準規格制定の要旨とについて解説を試み、一般の理解と援助とを求めたいと思ふ。

#### 工業品の規格統一の必要

我々は衣食住に關する諸物資をはじめ、通信、交通、運輸等から産業及び國防上必要な設備資材に至るまで總て工業品を用ひてゐる。従つて工業品は我々の生活に缺くべからざるものであるが、世の進歩に伴ひ工業品の種類も増加し、また同一目的に用ひられるものでも新考案のものを生じ、さらに外國からも種々新型のものを輸入

する等、ますます多岐多様となるのである。

殊に本邦工業の多くは歐米から移植せられたものであるため、各種の製品が或ひは英米に則り、或ひは獨佛に倣ひ、多數の系統が互に錯綜して極めて不統一の状態にあり、之に整理統合を加へなかつたならば、生産者も需要者も共に不利不便に苦しみ、工業の進歩もまた阻害されるやうになるであらう。そこで各種工業品を理論と實際から研究して、なるべく少數の種類に整理し、標準規格を制定して品位確實、價格低廉のものを一般に製造使用するやう努めなければならぬ。これが規格統一事業の特に重要な所以である。

工業品の規格統一の意義を總括して簡単に述べれば、原材料、機械器具等より衣食住、その他一般工業品に對し性能、形状、寸法、試験方法、分析方法等諸條件の標準を定め、これを一般製造並びに使用上に實施させることである。

#### 規格統一の利益

規格統一は平時に於ては生産者、販賣者及び需要者の利便を増し、また輸出増進の上にも緊要なものであるが、戦時に於ける効果は一層大きく、工業動員を行つて大量の軍需資材を全國の工場から蒐集する場合には規格が統一されて居れば、材料や製造設備の流用率を増し分業製作を容易にし、従つて生産能率を増し製造期間を短縮することができる。また一般民需品が國定の規格によつて造られて居れば、直ちにこれを徵用することにより軍需資材の供給を迅速ならしめることができ、非常に便利である。その他一般に生産力の擴充を圖る場合にも規格が統一されて居れば、合理的工作の實施によつて品位均齊なものを大量に生産することができる。この外物資節約、價格統制、代用品使用増進等についても、標準規格を基礎として進むやうにすれば區々亂雑に陥る弊がなく、總て合理的かつ經濟的である。このやうに規格統一は顯著な効果を擧げ得るものであり、従つて規格統一の結果、利益を得る範圍は極めて廣大である。

いま製造者、販賣者、使用者の利益について言つてみ



ると、製造者側としては種類が減じ、二種類の産額が増加するので生産の合理化を行ふのに都合が良く、原材料の蒐集、機械の利川、工作用具の節約等利する所が多い。その上原料及び製品の在庫高を減じ得るので、資金運用上の利益もあり、その結果として品位を高め生産費を低下し得ることになる。販賣者側としては種類が減じ、取引が簡単となり、貯蔵すべき品種を減じ、従つて運轉資金を減じ得られることになる。また使用者側としては前記のやうに良品を廉價に購入し得るのみならず、部分品の形状寸法が一定して互換性を持つやうになるから、修理や交換の場合に便利でその費用も少なくて済むこととなるのである。

#### 世界各国に於ける規格統一事業

歐米では夙にこの事業を進めてゐたが、さきの歐洲大戦中の經驗に刺戟されて、一層その促進の緊要なことを認め、各國とも本事業の進展に努めるやうになり、現在規格統一の中央機關を設けてゐる國は、英米獨佛等一

十三ヶ國の多きに達してゐる。さらに進んで萬國規格統一協會も設置され、國際規格の制定を見つゝある次第である。殊に最近數年間に於ける世界情勢の急激な變化は、歐米各國をして軍備擴張に狂奔せしめ、これに要する軍需品の急速な供給を確保するため最も有效な規格の統一に重大な關心を持つやうになり、非常な緊張の裡にこの事業を進めてゐる。

#### わが國の規格統一事業

わが國に於ては大正十年商工省に工業品規格統一調査會を設置し、官民各方面の技術者を委員として各種工業品の標準規格を制定し、これを日本標準規格と稱して政府が率先してその購入品に適用し、民間にもその使用を推奨して規格統一の實施を圖つてゐる。今までに決定發表された標準規格は、各種材料、機械器具に互つて四百餘種に及び、今次事變の軍需資材にこれを適用してその整備上多大の効果を擧げてゐる。

#### 臨時日本標準規格制定の趣旨

事變はいよゝ長期態勢を呈し、交戦地域も非常に擴大したので長期に亘り莫大な軍需資材の必要が起り、これを充足した上さらに日滿支を通ずる生産力擴充用資材を賄ひ、また一般民需品についても國民生活の安定に必要な程度の供給を行ふことが必要になつた。かく物資の需要がますます増加したが、現在諸物資は非常に不足して居るので、國際收支の點からも物資の節約を圖ることが絶對的に必要であり、また是非外國から供給を仰がなければならぬ物資もあるから輸出の増進も益、必要となつた。

かやうな理由で生産の合理化を圖り、生産能力を増進し、かつ物資の節約をも相當思ひ切つた程度にやらなければならぬから、物資や勞力の無駄を省くところの日本標準規格を迅速に制定し、これに依つて生産を進めて行くことが必要である。一例として特殊鋼について言へばニッケル鋼、ニッケルクロム鋼ではニッケルを、また工具鋼ではコバルト、タンタムステン、ワナヂウム等を輸入に仰がねばならぬ。よつて使用上支障のない範圍でこれ等の含

有量を減じ、かつその種類を單純化した規格が取急ぎ制定されるやう要望された。

また一般に使用されてゐる紙は、平時バルブの供給に事欠かぬときの状態で製造されたものであるから、現下のやうな供給不足の状態に於ては、バルブの消費を減ずるため、未晒バルブ及びグラウンドバルブの使用範圍を擴げ、ある程度品位を低下した規格に改め、當分の間忍んでこれを使用することによつて節約し得たバルブを、人絹またはステープルファイバーの原料に向けるやうにすることが必要である。なほ各種不足資源の代用品について、品位の確實なもの供給が出来るやうに規格を制定して置くことが必要である。

ところが正規の日本標準規格は調査及び發表手續に長時日を要し、工業品の種類によつては、例へば基礎的なもの等にはこれによる必要があるが、現下要求されるやうな一般的なもので、迅速に規格の制定實施を要するものには適しないから、特に前述のやうな要求に應ずるため今回工業品規格統一調査會の事業を擴張し、従來

の正規の日本標準規格を制定すると共に、臨時日本標準規格をも制定し商工省からこれを官報の彙報欄に掲げて發表することになつたのである。

#### 臨時日本標準規格調査方針

臨時規格を制定すべき品種は主として時局に鑑み急速に規格制定を要するもので、大體の調査方針は左の通りである。

一、軍需關係品については特に急速に規格を制定し、一般民間にもこれを理解せしめる。また軍需専用でないものは一般品と可及的共通な規格にする。

二、國內資源が不足してゐるため節約を圖る必要があるものについては、左記の方針により規格を制定する。

1 輸入原料に國產原料を代用させるため、又は不足資源の節約を圖るためには必要に應じて規格の格下を行ふ。

#### 〔例〕紙、塗料

2 輸入原料使用の止むを得ないものは種力品種を單純化して無駄を省き、また成るべく品位を高めた規格を制定して

耐久力を大ならしめ、消費の節約を圖る。

3 一般金屬材料は從來使用してきたものに比し、さらに強度の大なるものを規定し、消費量を減少せしめる。

#### 〔例〕高炭素鋼、チニール鋼、クロム鋼等

4 窮乏せる物資に代用すべき原料及びその製品については生産の進歩を圖り、品質の均齊を保たしめる趣旨を以て規格を制定する。

#### 〔例〕鯨革、鯨革及び豚革、再生ゴム

三、從來輸入品が相當多量に用ひられてゐたものに對し、生産力擴充、輸入防止の目的を以て規格を制定する。

#### 〔例〕工作機械、工具、特殊鋼

四、物價の統制を必要とするものに對し、その基準を明確にする目的を以て原材料及び製品の規格を制定する。

五、一般用品及び輸出品にして粗製濫造の虞あるものに對し検査の基準を定めるため検査方法の規格を制定する。

#### 〔例〕工作機械検査方法

臨時日本標準規格制定の趣旨は大體以上の通りで、すでに決定したものと及び調査が進んで遠からず發表されるものは左の通りである。(目下調査中のもの及び今後調査に着手すべきものは殆んど枚擧に遑のない程多數である。)これ等の規格は現下の戦時態勢に於ける物資に関する政府の方策を或る程度まで具體的に表したものであるから、國民全體が協力一致して工業品の製造及び購入に當り、この規格を適用して國策遂行に協力せられることを希望する。

#### 臨時日本標準規格目次

- 1 高速度鋼 2 特殊工具鋼 3 工具用炭素鋼 4 ニツケル鋼 5 ニツケルクロム鋼 6 肌焼鋼 7 ばね鋼 8 不銹鋼 9 鑿岩機用たがね鋼 10 アルミニウム地金 11 水道用高級鑄鐵薄手管 12 電球用鋼製口金 13 電球用鋼製口金ノ亜鉛及亜鉛カドミウムめつき並に同試験方法

以上官報に發表済

- 14 カイバインド 15 シルジン青銅鑄物 16 航空機用棒鋼 鋼片及鐵鋼品 17 同鋼板 18 同鋼管 19 同鋼及其ノ合金 20 同アルミニウム及其ノ合金 21 開放型三相誘電電動機 22 中型高壓單相油入變壓器 23 水道用鑄目無鋼管用異形管 24 ステールファイバ織物及メリヤス 25 燐青銅板 26 燐青銅棒 27 グリース及同試験方法 28 漆液及同試験方法 29 鐵釘(船用) 30 印刷用紙01 31 同 02 同03 33 同04 34 同05 35 同06 36 同0A 37 自動車用蓄電池 38 電球用S10口金及受金 39 配電盤用小型指示電氣計器 40 被覆熔接棒心線 41 水蛇管金物(船用) 42 機械構造用炭素鋼 43 マグネシウム地金 44 塗料用松燧 45 同黒鉛 46 同チタン白 47 堅練ニ割チタン白 48 小型單相油入變壓器 49 航空機用マグネシウム合金 50 壓縮ガス及液化ガス容器 51 空壓帆布 52 鯨革 53 靴中底用鯨革 54 靴表底用鯨革 55 タンニン鯨豚革 56 クロム鯨豚革 57 旋盤ノ精度検査 58 鐵鋼防銹用磷酸鹽皮膜 59 ベニヤ板



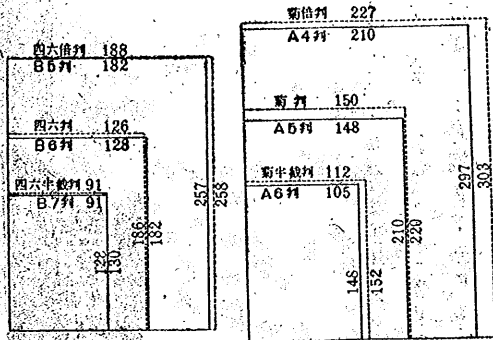
(書)(籍)(雜)(誌)(の)(規)(格)

標準規格といへば、我々に一番親しみの深いのは、紙の規格であらう。紙の仕上寸法については、「臨時日本標準規格」ではなく、昭和四年十二月に日本標準規格第九三號として決定され、商工省告示第十一號として昭和六年二月十日

列番	A	B
0	841×1189	1030×1456
1	594×841	728×1030
2	420×594	515×728
3	297×420	364×515
4	210×297	257×364
5	148×210	182×257
6	105×148	128×182
7	74×105	91×128
8	52×74	64×91
9	37×52	45×64
10	26×37	32×45
11	18×26	22×32
12	13×18	16×22

の官報に登載されてをり、その寸法は表の通りである。この大きさは、書籍、雜誌、證券、事務用

に半截、四截等にした寸法に用ひることになつてゐる。参考のために書籍雜誌の大きさについて規定規格と舊來の仕上寸法との對照を示すと次の通りであるが、規格判の方が少しづつ小さく、それだけ紙の節約になるわけである。



戦時統制物資講座

石

炭

従来わが國は比較的石灰資源に恵まれてをり、一兩年前までは石灰不足の弊を耳にすることはなく、寧ろ昭和六、七年頃までは、滿洲方面からの石灰の輸入を防遏するために、業界で種々の運動を行つた程である。しかし滿洲事變を契機として、國際情勢の推移に應じ、各種産業の生産力擴充と國防の整備補強を行ふため、石灰の需要は著るしく増加し、特に今次支那事變の勃發は、之に一層の拍車をかけた。いふ迄もなく、石灰がなくては一應の鐵も造ることが出来ず、電力・ガスの供給も不可

能であり、汽車・汽船の運行も停止するのである。かやうに石灰は各種産業交通各部門を通じ、その熱源動力源として不可欠の基礎的、重要資源であると共に、吾々の日常生活の必需品として極めて重要な物資である。殊に國家總力戦を本體とする今日の戦争に於ては、石灰の消費部面が極めて廣汎であるだけに、國防力乃至經濟力の發展伸張を圖るため、その供給を確保する必要は特に緊切なものがあるのである。今日石灰の供給源は、内地殊に九州及び山口縣の宇部

3

商工省

地方、北海道並びに常磐地方の各石炭山の出炭の外、朝鮮、樺太及び臺灣よりの移入炭、滿洲國及び北支の輸入炭、その他特殊用炭としての佛領印度支那炭の輸入がある。そのうち、内地炭は總需要量の約九〇%を占めてゐるので、石炭の供給を確保するには、内地に於ける増産を圖ることが肝要である。そのために昨年度から主要な各炭礦につき重要礦物増産法に基づき、増産を目標とする事業計畫を設定させ、その所要資材の配給、労力の充足等その遂行に努力し、昨年度は、大體所期の生産を見、需給の均衡を得たのである。本年度も内地の増産は、素より、外地及び滿洲國、北支、佛領印度支那方面よりの移輸入炭に依りその供給を圖るやう、萬般の努力をしてゐるのであるが、本年度に入つてから生産資材の入手も益々困難となり、殊に増産のために絶対必要不可欠の労働力の不足が特に甚だしく、鑛夫の数は却つて毎月減少するやうになつたばかりでなく、その移動率の増高と稼働率の低下に依る出炭能率の低下等のため、増産計畫は所期の如く進捗せず、又樺太炭の移入も樺太に於ける輸送荷

役設備等の關係上豫期の通りとならず、更に滿洲國內で種々の事由から需要が急増した結果、その對日供給數量が著るしく減少し、北支炭の輸入成績も亦必ずしも良好でない等、種々の理由から日滿支を通じて官民一致の積極的労力にもかゝらず、遺憾ながら、最近石炭の供給は甚だしく逼迫し、本年度下半期に於ける需要に對して相當多量の不足を豫想される現狀に立至つたのである。

### 配給統制

前述のやうに、石炭は産業交通各部門に於ける原動力たる事實に鑑みて、石炭の不足は全産業界に對し頗る重大な影響を及ぼし、需給の不均衡を放置することは全産業界の混亂を招來する結果となるので、その影響を最少限度に止め、限りある石炭の供給量でその効果性能を最大限度に發揮せしめると共に、事變下に於ける産業の重要性を考慮し、戰時體制下國防經濟の綜合的計畫の遂行に對應せしめるため、こゝに石炭の全面的配給統制を行ひ、一面消費規正を實施し、その需給の調整を圖ること

可至義を採り、産業の重要性に依つて産業別、用途別に炭種炭質を考慮して、石炭の購入數量を制當てることにしたのである。この月當り八百五十噸以上、即ち一ヶ年間約一萬噸以上の使用者のいはゆる大口需要量は、總需要量の約八〇%を占めてゐるのであつて、その購入數量の許可、即ち制當に依つて消費規正を行ふこととしたのである。而して許可數量の制當、即ち消費規正率は、事變下に於ける産業の重要性を考慮して、各産業別用途別に從つて需要量の一割乃至三割七分程度の消費規正を行ふこととし、需給の調整を圖ると共に、戰時經濟の運行に遺憾なきやう考慮した。

となり、去る八月十六日輸出入品等に関する臨時措置に關する法律に基づき、商工省令を以て石炭炭質取替規則を制定公布し、去る十月一日よりこれを實施することになつたのである。本規則の實施以前は、昨年十月一日から實施された石炭配給統制規則に依る配給統制を行つて來たのであるが、この制度は製鐵用コークス、鑄物用コークス、瓦斯コークス等の製造に必要ないはゆる原料炭に關して、主として適性炭の適性利用の見地から石炭の配給を統制したに過ぎないので、消費規正は特にその目標とする所ではなかつた。今回の新規則は、石炭需給の實狀に鑑み、適性利用を目的とする原料炭の配給統制のみならず、瓦斯發生爐用炭、一般燃料炭に至るまで統制の範圍を全面的に擴大すると共に、消費の規正を行ふことを目標として居るのである。

**消費規正** 本規則では、先づ第一に月當り常時八百五十噸以上の石炭を使用する者は、石炭の銘柄別用途別數量、使用場所等を定めて、商工大臣の許可を受けなければ一塊の石炭も購入することが出来ないといふ購入許

可至義を採り、産業の重要性に依つて産業別、用途別に炭種炭質を考慮して、石炭の購入數量を制當てることにしたのである。この月當り八百五十噸以上、即ち一ヶ年間約一萬噸以上の使用者のいはゆる大口需要量は、總需要量の約八〇%を占めてゐるのであつて、その購入數量の許可、即ち制當に依つて消費規正を行ふこととしたのである。而して許可數量の制當、即ち消費規正率は、事變下に於ける産業の重要性を考慮して、各産業別用途別に從つて需要量の一割乃至三割七分程度の消費規正を行ふこととし、需給の調整を圖ると共に、戰時經濟の運行に遺憾なきやう考慮した。

販賣統制

第二は販賣の統制である。石炭の生産業者及び販賣業者は、輸入炭、移入炭については例外なく、又内地炭については原則として、一工場毎に月當り二百五十噸以上の石炭を販賣しようとするときは、その販賣先、用途、銘柄別数量等について商工大臣の許可を受けさせるといふ、販賣許可主義を採用したのである。これは先に述べた使用者に對する用途別、銘柄別購入許可主義と對照を爲すもので、これに依つて配給統制と消費規正の目的を達しようとするものである。

この販賣許可主義の例外として、内地炭の生産業者及び販賣業者の中には、自治的統制團體をつつてゐるものがあるが、これ等統制團體の構成員たる業者に限つて個々に商工大臣の許可を受ける煩を避け、その配給統制に關しては統制團體の統制に従はしめることとし、この統制團體をしてその構成員たる業者の生産、又は取扱ひにかゝる石炭の販賣先に於ける用途、種類別、數量等に關する配給計畫を定め、それについて商工大臣の承認を受けさせることとし、統制團體は、この承認を受けた配給計畫に基づいて其の構成員たる各業者に對し、販賣指圖書を交付すると共に、その内容を販賣先に通知し、各業者は販賣指圖書に従つて配給すべき義務を定め、更に毎月の実績を報告せしめることとしたのである。

これに依つて配給統制と消費規正の目的を達することが出来、又そのため必要と認められる場合は、この配給計畫の變更を命ずることが出来るのである。業者の組織する統制團體としては、主として生産業者の組織するものと、販賣業者、主として卸賣問屋の組織するものとあつて、前者即ち第一次販賣統制團體として認められたものには、昭和石炭株式会社、互助會石炭株式會社及び常磐炭礦聯合會の三者があり、後者即ち第二次販賣統制團體として認められたものには、若松合同石炭株式會社の外、東京・横濱・静岡・名古屋・京都・大阪及び神戸の各地に於ける石炭統制組合がある。販賣數量が前者は比較的大口契約であつて、後者は小口取扱を主とする關係上、構成員たる各業者に對し、販賣指圖書を交付すべき契約數量の月當の最低限度を、前者については二百五十

噸とし、後者については五十噸として、これ等の機關の運用に依つて、出來得る限り廣範圍に互つて本制度の適用を爲すこととしたのである。

價格統制

以上は、現在實施して居る石炭の配給統制の概要であるが、次に石炭の價格と配給機構に關して簡単に説明しよう。

そもそも、石炭に關する統制は、從來業者の自治によつて發達して來たのであつて、その後、昭和九年五月に、年産十五萬噸以上の生産、又は販賣を爲す石炭業者に對し重要産業統制法が適用され、同法に基づいて販賣價の届出を爲し政府の統制監督を受けて來たのであるが、今次支那事變の進展につれ、長期建設的戰時經濟確立のため低物價政策は是非とも必要となり、石炭についても昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正暴利取締令に基づいて同月十八日以降價格表示の拘束を受けたのを始め、同年七月二十八日商工省告示第二百八號

を以て家庭用炭及び浴場用炭は物品販賣價格規程の適用品目の指定を受け、その公定價格の制定を見るに至つたのであるが、更に進んで、いよいよ一般用炭の價格抑制を斷行するため、重要産業統制法に基づいて届出のある標準炭價を拘束する必要を認め昭和石炭株式會社に對して昨年九月一日附を以て商工大臣より炭價の引下命令を發するに至つたのであるが、その他の者についてはいはゆる自肅値段によるのである。即ち、昭和石炭以外の互助會その他主要な業者に對しては右の命令の趣旨に遵つて、それ／＼これに準じて販賣價格の引下につき適當の處置を行ふやうにと通達したのである。従つて、こゝに石炭價格には三重乃至四重の市價があることになつたのである。由來、石炭は一般物資と異なり、その生産費は各炭礦の炭層状況、埋藏量、炭質等殆んど自然的條件に支配され、生産者から見れば良質の石炭が必ずしも高價でなく、粗悪劣等炭が必ずしも廉價ではないのである。これは消費者側から見れば極めて不合理な事實と云はねばならない。



### 配給機構

又、取引状況、配給系統も極めて複雑多岐であるから、こゝに一元的配給系統を確立し、配給の円滑と、價格の適正を期し、一面、配給經費の低下を圖るため、先般の閣議決定に依つて、その中樞機關として、全國の石炭を一手に買上げ、これを一手に元卸賣を爲す半官半民の共販會社を設立することとなつたのであるが、さし當り應急的の措置として、この會社の設立を見るまで、民間資本に依る共販會社を設立するため、目下、その準備中である。また、これに伴ひ、第二次第三次の配給系統の改善組織化が當然必要となるわけである。

なほ、國家總動員法第十九條の規定に基づく昭和十四年勅令第七百三號、價格統制令に依つて石炭の價格も亦一般物價と同様昭和十四年九月十八日現在を以て一應その高騰を停止されるに至つたことは勿論である。このやうに配給機構の整備と配給統制の強化に依つて、炭價

の低廉と配給の合理化が行はれるが、しかし激増して行く需要に對しては、一に増産によつて供給の増加を圖る外なく、現下の時局に際し、石炭増産の急務であることを痛感する次第であつて、今日の緊迫せる需要に對して積極的増産を圖るため、わが國石炭當業者が一大奮起されることを光榮ある義務であり責任であると考へる。従

業員諸君も、亦その職務に精勵し、鍊業報國の誠を致すことこそ、銃後産業戦線を守る戦士として、戦役勇士の英雄に應へ、第一線に奮戦せられる皇軍勇士に報ゆる所以である。消費者に於ても、この尊い血と汗の結晶である石炭の重要性を深く認識し、徹底的に消費節約を圖るやう、一段の努力を拂ふべきである。電力やガスの節約も、歸するところ石炭の節約となるのである。このやうに石炭の生産、配給及び消費の全部面に互に、官民一致、石炭問題の克服に力を效し、相互摩擦を排除しつゝ、新東亞建設の大業の爲め、多少の犠牲を忍び、和衷協力し、以て皇國國運の彌榮に貢献することこそ、尊き使命であり、時局下國民の眞正の覚悟でなければならぬ。

## 國共摩擦の現狀

—重慶六中全會をめぐつて—

外務省情報部

### (會) (議) (の) (目) (標)

汪兆銘の事理整然たる和平救國論が日と共に支那國民の共鳴を獲得しつゝあるのみならず、國民黨は協力してゐる筈の共產黨からは頻りに難題を持たされ、肩を貸して主家を取られさうな傾向が濃厚になり、國民黨の元老その他の思慮ある者は共產黨排撃論を高調し、いはゆる抗戰陣營なるものは、支離滅裂の状態となり、さらに歐洲大戰の勃發で外力依存の他力本願も極めて望み薄となつてしまつた。これ等が敗戦の連鎖による將兵の厭戰、民衆の蔣介石不信任と結びついて、徹底的抗戰による最後の勝利といふ夢想は、最早どの點から見ても續けられなくなつた。こゝ

において蔣は汪の株を横取りして事變の結末をつけようと苦心焦慮してゐるが、そんな狡猾で誠意のない者を日本が對手にしないことは、度々の聲明によつて誰にでも判然と了解されるべきものである。しかし漸るゝ者は黨をもつかむといはれるやうに、蔣はこの確乎たる日本の態度に對してもまだ見透しがつかず、アメリカあたり泣きついて仲裁して貰ふ肚である。

それにしても現下の行詰つた形勢は、その小細工をやる餘裕もないまでに差迫つてゐるので、先づその方を糊塗することが焦眉の急務である。この急務を處理するために開かれたのが、最近の新聞紙に報道された重慶に於ける『六中全會』(註一、二参照)なるものである。六中全會はカンフ

注射の役目を振當てられたのであるが、醫師は病人の本體が總ての點から推して恢復力がないと診斷した場合に、注射に消極的態度を示すのが常である。しかし親近者としては一般に萬一を念願して、兎や角の論議を省いて注射を依頼する。蔣もそれと同様にこの會議に萬一の希望をかける以外には、他に全く方法がないまでに窮地に陥つてしまつたのである。したがつて六中全會は苦悶の暴露以外の何物でもない。その内容は蔣に産聲をあげようとする新中央政權への對策、日本に對する惡宣傳、諸外國から、できるだけ多くの援助を得るための方策、國共二黨の摩擦を如何にして避けるか、將兵や民衆の反感をどんな手段で緩和すべきか、などいふことであつた。

〔註〕(一)六中全會は「中國國民黨第五屆中央執行委員會第六次全體會議」の略稱で第五屆の中央執行委員會の第六回全體會議である。この全體會議は半年以内に一回開會する規定になつてゐる。略稱は第五屆以上を全部省き第六次、中央執行委員會の全體會議といふやうな取扱方をしてゐる。

中央執行委員は國民黨の最高機關たる全國代表大會で選出

され、その大會が第五次すなはち第五回であれば同大會から選出された中央執行委員を第五屆中央執行委員といひその委員會を第五屆中央執行委員會といふ。

〔註〕(二)全國代表大會は二年以内に一回開くのが規定上の原則であつて中國國民黨第五次全國代表大會は一九三五年十一月に開かれ、已に二ヶ年ばかりになつたので、汪兆銘一派の純正國民黨が六次大會すなはち「中國國民黨第六次全國代表大會」を過渡開いたのであつて、これを六次大會と略稱する。

#### (議)の(概)況

開會式は孫文誕生記念日の十一月十二日を選び、席上蔣總裁は長々しい開會の辭を述べた。その翌十三日午前には擴大記念週(註三參照)を舉行して、第五次全國代表大會の宣言を題材とし、十項に互つて講演した。この二つは會議の結論を豫告したもので、各委員に独自の議論をさせないための意志表示であつたのである。蓋し今の場合に正論を吐露されては、蔣の立場が全くなくなるからである。擴大記念週が終つた後に豫備會議を開いて、主席團の

選定、審査委員の指名その他の打合せをなし、更に同日午後に入り第二回の本會議を開いた。

〔註〕(三)國民黨では孫文を記念するために、その關係機關は一週若しくは二週に一回集會して、講演をやつたり、所感を述べたりする規定になつてゐる。しかして豫定以上の臨時のものゝ擴大記念週と呼んでゐる。

その後引續き十九日まで會議を行ひ、二十日に閉會式が舉行された。會議の内容については、極めて簡單な發表があつたばかりで詳細は秘密に付せられてゐる。發表はあまりニュースとしての價値はないが、その概要は大體次のやうなものである。

第一回本會議の初めに前線で陣歿した將兵及び遭難死亡の同胞に對して默禱し、次いで前線の將兵に慰勞電報を發することを決議した後、黨務、政治、軍事に關する主管者の報告があり、これを各係の審査委員が審査することになつた。十四日の第二回本會議では戴傳賢、葉楚傖、邵力子、陳布雷、王世杰、葉寒埭、潘公展、洪蘭友等が宣言起草委員に擧げられ、行政院長孔祥澐が行政報告を、外交部長

王寵惠が外交報告を、黨の組織部長張勵生が組織部の工作報告を順次にやつた。その後關係各部長がそれ／＼主管事項を報告したことはいふまでもない。

そのほか例によつて各委員から提案された議案が多數上程された。その中の二三を擧げて見れば、委員葉秀峯等十三人連名の「經濟資源に關する調査研究を統一して具體的計畫を立て計畫經濟の基礎を樹立して建國に利せよ」といふ提案、委員馬超俊等十一人連名の「戦區の銀行業務を増進して戦區の金融を安定せしめよ」といふ提案、委員劉峙等十三人連名の「西南西北交通網を迅速に完成し、且現在の公路行政を徹底的に整理して交通を便利にせよ」といふ案の如きものである。

なほ華僑は有力な戦費負擔者であるが、これも一般民衆同様汪兆銘の主張が妥當だとして、汪の運動に参加する者が次第に増加して來たので、これを喰止めるためにこの方面に對する宣傳も怠らずやつてゐるのであるが、更に六中全會の名に於て、華僑のこれまでの後援を感謝すると共に、戦士は最高統帥者の毅然たる指揮下に、忠勇奮戦し、職

争毎に強くなり、勝利の基礎は已に確立した云々と噴き出すやうな電報を發した。

南京時代の彼等の會議を「會して議せず、議して決せず、決して行はず」と批評した者があつたが、重慶時代になつてからの彼等の會議は、蔣や共産黨の獨裁または難題に遮られて議することも決することも出来ないばかりでなく、決したところで實現する力を失つてゐるから誤魔化し細工以上の仕事は實際問題として出来ないのである。勝利の基礎が確立したといふやうな空虚な宣傳案を作成する位が、能力の全部でそれ以外の骨折は悉く無駄に歸してしまふ。かやうな事情で、各委員は本氣に案を練つたり、自己の主張貫徹に努力を拂ふ勇氣が出て来ない。これ等の原因で自然に活氣を失ひ平々凡々の會議に終ることが多い。がしかし今度の會議に一つの例外があつた。それは共産黨の横暴に關する問題である。もし共産黨の横暴をこの上舉させて、横暴を押し通させたのでは、支那國家の大なる不幸を招来するは固より、國民黨は解散同様に、黨員個人も悲惨な境遇につき落される破目になるのであるから、これ

には重大關心を拂はざるを得ない。

(共) (産) (黨) (の) (主) (張)

果然この問題は波瀾を捲き起した。國共摩擦説は早くから傳へられてゐたが、抗戦が不利になるにつれて、共産黨が頭を擡げ、歐洲戰爭勃發の結果英佛の對蔣援助が非常に微弱になり、ソ聯を背景とする共産黨側が虎の威を借りてますます増長するに至つた。その増長振りには次の事實によつて證明される。

共産黨の領袖毛澤東が九月十一日午後六時、赤都延安に於て中央通信社記者劉、掃蕩報記者耿、新民報記者張の三人と會見した際の談話中にこんな一節がある。

毛「皆さんの問題表(質問事項を列記したもの)の中には、いはゆる摩擦に對する共産黨の態度について質問してゐるから、私は淡白に皆さんに話さう。我々は抗戰期間の互ひに力量を減少させ合ふやうな摩擦には根本的に反對するが、しかしどの方面からの横暴でも、若し必ずやつて来、もしひどく欺き、もし壓迫を實行するやうな事があれば、その際は共産黨は必ず毅然たる

態度を以てこれに應對する。この態度はすなはち「人が我を犯さなければ、我は人を犯さず、人が我を犯せば、我は必ず人を犯す」である。……しかし我々は嚴格な自衛的立場に立ち、總ての共産黨員は自衛の原則を超過することを許さない、この事實は皆さんの知つてゐるところで、私が多くいふを要しない。」

記者「多くの人が統一戦線の重要なることを説くが、しかし若し統一しようとするれば、邊区政府(共産黨政府)は當然取消すべきであるが、この點に關して貴下はどう考へるか?」

毛「各種の筋の通らぬ議論が到る處にあるが、いはゆる邊区取消の如きはすなはちその一つである。陝、甘、寧邊區は民主の抗日根據地であり、全國の政治上最も進歩せる區域であつて、取消す理由はどこに在るか?殊に邊區は蔣委員長が夙に承認したものであつて、國民政府行政院でも民國二十六年(一九三七年)九月に正式に通過したのである。支那の確實に統一しなければならぬことは、當然の抗戰における統一、團結に於ける統一、進歩に於ける統一であつて、若し反對の方面に統一されたら、それはすなはち支那を亡國に導くことになるであらう。」

記者「國共二黨の統一に對する見解は區々であるが、國共は分裂の可能性があるかどうか?」

毛「若し單に可能性如何といふことになれば、それは團結と分裂との兩方面とも可能性がある。國共兩黨の態度如何を見るのが必要で、特に全國人民の態度如何を見て決定するを要する。我共産黨側の合作に關する方針は、已に話したところである。」

(反) (共) (派) (の) (憤) (懣)

右の如く共産黨の主張は甚だしく強硬になつてゐるから、親ソ派以外の國民黨員が善後策を考慮してゐることは當然であらねばならぬ。中央黨部秘書長の要職に在る朱家驊が、本月八日香港でユー・ピート記者に國共關係を語つた中に「共産黨は法定上の立場を有せず、またその黨員は未端だその宣言に示された約束を實行せず、邊区政府を取消さず一切の活動を停止しないが、中央政府は強烈に反對してはゐない云々」と述べてゐる。抗日支那紙はこれを國共の分裂を避けるための説明の一端に過ぎない」と解説してゐるが、如何に穩かに解釋するにしても、共産黨の約束不履行を不満に思つてゐることだけは到底蔽ひ難い事實と見なければ



ばならぬ。前記の新聞記者にしても朱家驊にしても共産黨に誠意が足りないと思つてゐる點が明らかに看取される。しかして國民黨内にかゝる感じを抱いてゐる者の多いことも廣く報道されてゐる。共産黨側が、六中全會に於て「共産黨側の希望するいはゆる民主政治、すなはち具體的にいへば國防政府なるものを迅速に組織するやうな段取をせよ」と要求したことに對して反感が募らない譯がない。これが共産黨排撃案上程となつて傳へられたのであるが、このニュースも單に風説として片付けられない理由がある。それは六中全會閉會直後に新華日報が「…内部の尖鋭摩擦は、確かに扼腕せしむるに足るものがある。故に國民黨の六中全會の最も重要な使命は、すなはち國共兩黨の合作と團結とを如何にして促進せしむるかに在る。國民黨が若しあつさりした氣持で民主式政治を執行し、人民の政治上に於ける權利を承認すれば、國家民族に對して重大な貢獻をなすものである」と論じたことが、上海の支那紙に掲げられてゐるが、これはいはゆる國防政府組織要求の側面運動であり、共産黨排撃派に對する攻勢でもある。

(蔣介石) (服)

反共派の人々はこれに應戰すべく奇々協議して、一時は穩かならぬ雲行であつたが、蔣介石はこの際國共の摩擦を爆發させては、今後の局面打開策に手も足も出なくなるといふので、壓力を加へて反共派を沈黙させ、明年十一月十二日に國民大會を召集することを規定した案を通過せしめて、共産黨の要望に應へたと傳へられる。一體この案は國共提携前からの懸案で、早晩議題として取上げらるべきものではあつたが、反共派には、共産黨に提案されたやうな成行になつた點が、感情的に不平を抱かせてゐる。かくして六中全會は共産黨の勝利によつて幕が閉ぢられたが、こんな経緯であつて見れば、今後兩者間の摩擦は益甚だしくなる素因が一つ多くなつた譯である。なほ對内關係の複雑化と對外關係の微妙な事情に鑑み蔣介石が行政院長として政務の衝に當り、前院長孔祥熙が副院長として蔣を輔佐し、新局面の打開に最後の足掻を試みることをなつた。これに關聯して黨部の人事は相當廣範圍の更迭を執行し運用の便宜を圖るに至つたやうである。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- 各法令の全文は、公布された日と同日附の官報に掲載されてゐます。
- 文部省官制中改正ノ件 (十一月二日公布勅令第七百三十九號)
  - 氣象學官制中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十號)
  - 高等官官等傳給令中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十一號)
  - 大正九年勅令第二百九十五號氣象學官制ニ在支那領事館附ヲ命スルコトヲ得ルノ件中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十二號)
  - 地方待遇職員令中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十三號)
  - 地方測候所職員制廢止ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十四號)
  - 氣象の測候成果が、各種事業上殊に軍事航空上極めて緊要不可欠である事は論を俟たぬところであるが、今次事業を改換して、國防上のみでは無く、交通、産業、その他諸般の見地から益、その重大性が加はつて來たので、速かに、全國氣象機關を整備充實して、氣象業務の改善を圖ると共に、氣象事業を戰時體制にも順應出来るやうに統合一元化する必要があるため、氣象官制を改正し、全國を通じて新たな機構に依る氣象官署を設け、氣象事業の全面的刷新を圖つたもので、他は之に伴ふ改正がある。
  - 種畜場官制 (十一月一日公布勅令第七百五十五號)

- 種畜場ノ保管ニ屬スル種兎、種雞及種卵ノ拂下代金納付ニ關スル件 (十一月二日公布勅令第七百四十六號)
- 種畜場官制の制定に件つて制定せられたものである。
- 關東逓信官署官制中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十七號)
- 樺太廳林務官署官制中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十八號)
- 樺太廳鐵道事務所官制中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百四十九號)
- 海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造船科及造船科士官現役期間特例中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百五十號)
- 海軍武官任用令第十三條の規定に依つて任用する海軍主計科、造船科、造船科又は造船科士官の現役期間は候補生に採用前の本人の志願に依り其の現役期間を候補生の現役期間と通して二年に短縮することとしたものである。但し之は海軍武官任用令第八條第一號若しくは第二號又は第八條ノ第二號の規定に依つて候補生に採用せられた者は此の限りでないことになつてゐる。
- 昭和四年勅令第二百六十三號家畜保險法ニ依ル家畜保險ノ目的タル牛馬畜産ニ家畜保險法ニ依ル家畜再保險ノ再保險金額及再保險料ニ關スル件中改正ノ件 (十一月一日公布勅令第七百五十一號)
- 牛馬資源の維持増殖に資するため保險の目的たるべき家畜の年齢を延長したものである。
- 逓信官制中改正ノ件 (十一月二日公布勅令第七百五十二號)
- 貯金局官制中改正ノ件 (十一月二日公布勅令第七百五十三號)
- 電氣試驗所官制中改正ノ件 (十一月二日公布勅令第七百五十四號)
- 逓信局官制中改正ノ件 (十一月二日公布勅令第七百五十五號)
- 逓信官署官制中改正ノ件 (十一月二日公布勅令第七百五十六號)



正改則規るす開に取幕オチラ

種別	申請	許可	使用	廃止
一、個人	申請書に必要切手を貼付して提出し、出し許可を受ける。	申請書を受領したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。
二、法人	申請書に必要切手を貼付して提出し、出し許可を受ける。	申請書を受領したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。
三、団体	申請書に必要切手を貼付して提出し、出し許可を受ける。	申請書を受領したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。
四、その他	申請書に必要切手を貼付して提出し、出し許可を受ける。	申請書を受領したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。	申請書を出したときは預り書を交付す。

本送用私設無線電話規則改正に就いて  
 今回放送用私設無線電話規則が改正せられ十一月一日から施行せらるることとなりまし  
 した。今回の規則改正の主旨は、新にラヂオを聴取せんとするものに對し其の負擔を輕  
 減すると共に聴取手續を容易にして不法施設の絶滅を期し、又聴取申込後に於けるラヂ  
 オの假使用を認むる等ラヂオ普及上の實狀に即して全面的に規則の改正が行はれた次第  
 であります。尙改正の要點は次の通りであります。

會協送放本日 人法

定撰房官閣内

年五十和昭  
 帖手員職



員職校學・人軍・吏公官  
 製特てしと用帶携の

便至帶携に共最形 判B7、さ大★  
 附筆鉛紙表黒・幀裝★  
 紙質上手薄・紙用★

近日發賣

すまりあに店書要主・所賣販報官地各國全  
 行發局刷印閣内  
 〇〇九一京東特振・町手大區町舖市京東

錢十四價定  
 錢三料送

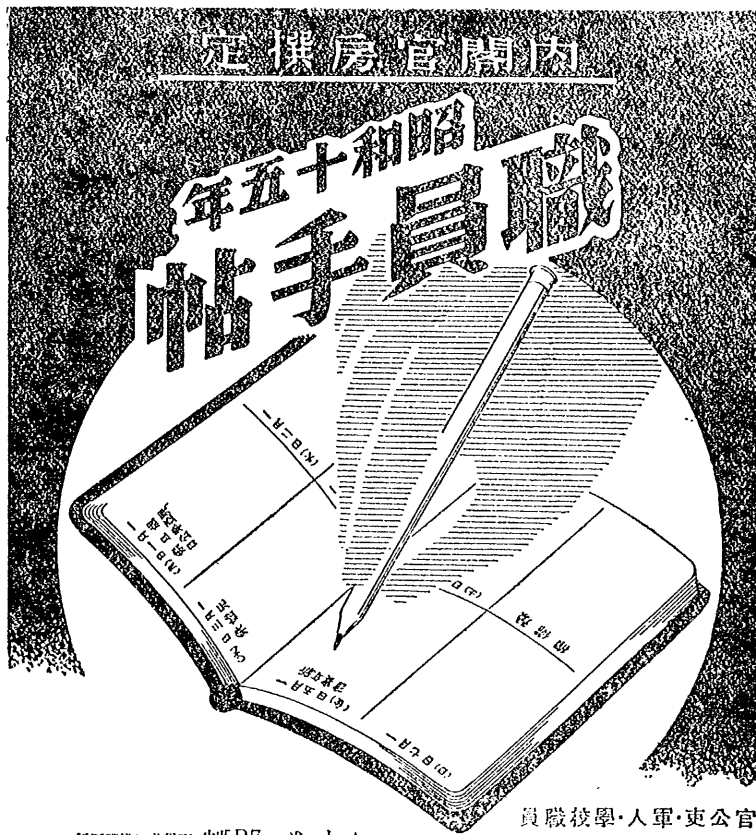
露光量違いにより重複撮影

正改則規るす關に取聽オデラ

種別	変更	聴取料	許可章	假使用	受領	申請	許可料
停止	一、名義變更は相續の外機器の譲渡に因る場合も認めらる。但し新舊名義人の捺印及法人合併のものに於ては證明書を要す。 二、名義變更は許可を受けること。 三、名義變更は五日以内に差出すこと（許可章を返納し十日以内に機器を撤去すること）	貯金を二期に分ち期別に集金郵便又は振替貯金により支拂ふ。外地域により毎月集金す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。
新	一、相續又は法人の合併其の他包括承継に依る場合に限る。但し新舊名義人の捺印及法人合併のものに於ては證明書を要す。 二、届出ること（許可章の添付を要せず） 三、運搬なく届出ること（許可章の添付を要せず）	毎月集金員に支拂ふ。但し放送協同の都合により六ヶ月分を集金郵便又は振替貯金により集金す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。	申請書に於ては、申請書の外放送協同より聴取料を交付す。

放送用私設無線電話規則改正に就いて  
 今回放送用私設無線電話規則が改正せられ十一月一日から施行せらるゝこととなりまし。今回の規則改正の主旨は、新にラヂオを聴取せんとするものに對し其の負擔を軽減すると共に聴取手續を容易にして不法施設の絶滅を期し、又聴取申込後に於けるラヂオの假使用を認むる等ラヂオ普及上の實狀に即して全面的に規則の改正が行はれた次第であります。尙改正の要點は次の通りであります。

會協送放本日 人法團社



便器帶携に具形判B7.さ大★  
 附筆鉛紙表黒・幀裝★  
 紙質上手薄・紙用★

員職技學・人軍・吏公官  
 製特てしと用帶携の

近日發賣

すまりあに店書票主・所賣販報官地各國全  
 行發局刷印閣内  
 〇〇九一京東啓振・町手大區町鏡市京東

錢十四價定  
 錢三料送

露光量違いにより重複撮影

# 週報

二十六月六日號

第一六四號 昭和十四年十月一日發刊 郵政特種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

**滿洲開拓事業の展望**  
**最近の住宅問題**  
 木造建物統制規則  
**經濟戰と金の動員**  
 ◇近視の豫防について  
**石油** 戦時統制物資購座(4)  
**英佛の獨貨拿捕令公布**

週報

昭和十四年十月一日發刊 郵政特種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

## 心一億一 らか險保は蓄貯億百



會協社會險保命生 人法團社  
 省工商 省藏大 援後

(判[A5] 格規定國はさ大の書本)